

## 神奈川モデル医療機関認定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた神奈川県の新たな医療体制（以下「神奈川モデル」という。）における高度医療機関、重点医療機関及び重点医療機関協力病院（以下「高度医療機関等」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

### (高度医療機関)

第2条 高度医療機関は、ICU・HCU病床を有し、新型コロナウイルス感染症患者である重症患者の入院管理を行う医療機関とする。

2 高度医療機関の役割は次のとおりとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者であって、気管挿管・人工呼吸管理が必要な患者、その他ICU管理が必要な患者、近々気管挿管が必要になるなど重症化が予測される患者等重症患者の入院管理
- ② 新型コロナウイルス感染症に係る検査結果は不明だが、感染が疑われる重症患者の入院管理
- ③ 重点医療機関、自宅又は宿泊施設等で重症化した患者の入院管理

### (重点医療機関)

第3条 重点医療機関は、点滴や酸素投与等が必要な新型コロナウイルス感染症患者である中等症患者を、病棟単位で重点的に受け入れる医療機関とする。

2 重点医療機関の役割は次のとおりとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者であって、点滴加療、酸素投与が必要な患者、65歳以上の高齢者、感染リスクが高い心疾患などの既往疾患があり経過観察が必要な患者等中等症患者の入院管理
- ② 重点医療機関協力病院入院中に、新型コロナウイルス感染症に係る検査結果が陽性と判明した患者の入院管理
- ③ 軽症患者の病状が悪化した際の入院管理
- ④ 高度医療機関の入院管理にて病状が軽快した陽性患者の入院管理

### (重点医療機関協力病院)

第4条 重点医療機関協力病院は、重点医療機関を支援する医療機関とする。

2 重点医療機関協力病院の役割は次のとおりとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症の軽症患者又は中等症患者の入院管理
- ② 新型コロナウイルス感染症の疑い患者の入院管理
- ③ 高度医療機関等において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（厚生労働省健康局結核感染症課長通知）」に定める退院基準を満たし

た患者の入院管理

- ④ 自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に係る検査・外来診療の実施
  - ⑤ 中和抗体療法を施行するために確保した専用病床において、主として神奈川県又は保健所設置市から紹介のあった適応患者の短期入院を受け入れること
  - ⑥ 外来での中和抗体療法の施行
- 3 前項第5号又は第6号の認定を受けようとする医療機関は、令和3年9月14日付け医危第132号神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長通知に定める要件を満たしていなければならない。

(認定)

- 第5条 知事は、第2条から第4条に定める要件を満たす医療機関を、当該医療機関の管理者の同意に基づき、高度医療機関、重点医療機関又は重点医療機関協力病院として認定することができる。
- 2 前項の規定により同意をする者は、「神奈川モデル医療機関同意書(第1号様式)」を知事に提出しなければならない。
  - 3 第1項の規定による認定にあたり、高度医療機関等の区分は重複することができる。

(認定の変更等)

- 第6条 知事は、高度医療機関等の管理者から認定変更申出書(第2号様式)の提出があった場合は、認定を変更することができる。
- 2 知事は、役割を欠くに至ったと認める場合又は高度医療機関等の管理者から申し出があった場合は、認定を取り消すことができる。

(調査の協力)

- 第7条 高度医療機関等は、県の調査や現地確認等の依頼があった場合は協力するものとする。

(情報の共有、公開)

- 第8条 高度医療機関等の名称、病床数その他患者の搬送及び受入れに必要な情報は、高度医療機関等、県、保健所設置市等関係機関で共有するものとする。
- 2 高度医療機関等の名称は、原則、公開とする。ただし、高度医療機関等から申し出があったときは、この限りではない。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、高度医療機関等の認定に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 令和3年11月30日において改正前の要綱に基づき重点医療機関協力病院の①、②、④から⑦の役割に係る認定を受けていた神奈川モデル認定医療機関に係る令和3年12月1日以降の認定については、次の各号に定めるところにより、施行日以降も引き続き認定を受けているものとみなす。
  - ア 改正前の要綱に基づき①又は②の認定を受けていた医療機関 改正後の要綱に基づく②の認定
  - イ 改正前の要綱に基づき④の認定を受けていた医療機関 改正後の要綱に基づく③の認定
  - ウ 改正前の要綱に基づき⑤の認定を受けていた医療機関 改正後の要綱に基づく①の認定
  - エ 改正前の要綱に基づき⑥の認定を受けていた医療機関 改正後の要綱に基づく⑤の認定
  - オ 改正前の要綱に基づき⑦の認定を受けていた医療機関 改正後の要綱に基づく⑥の認定
- 3 令和3年11月30日において改正前の要綱に基づき重点医療機関協力病院の③の役割に係る認定を受けていた神奈川モデル認定医療機関については、施行日に当該役割に係る認定を取り消したものとみなす。